

市川市工事成績評定の結果の公表に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第16条及び公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成13年3月9日閣議決定）第2第4項第1号に基づき、本市が行う工事成績評定（本市が発注した請負工事の施工状況の評価をいう。以下同じ。）の結果の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象)

第2条 工事成績評定の結果の公表は、請負金額が250万円を超える請負工事（以下「対象工事」という。）について行うものとする。

(工事成績評定集計表の作成)

第3条 技術管理課長は、市川市工事検査要綱（平成13年4月1日施行）第15条第1項の規定による検査結果の通知後、速やかに、工事成績評定集計表（別記様式）を作成するものとする。

(工事成績評定集計表の公表)

第4条 前条の工事成績評定集計表は、市川市市政情報センターにおいて一般の閲覧の用に供するものとする。

2 前項の規定により工事成績評定集計表を一般の閲覧の用に供する期間は、前条に規定する閲覧に供した翌月から完成検査を実施した年度の翌年度の末日までとする。

附 則

この要綱は、平成17年6月21日から施行し、同年4月1日以後に市川市と請負者との間で契約を締結した対象工事について適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

別記様式

工事成績評定集計表

(年 月分)

工事番号	工事名	工事場所	請負者	請負金額	着工日	完成期限	完成日	検査日	工事担当課	評定点	備考

(注) 工事の成績評定結果(評定点)については、市川市独自で行ったもので、請負業者の社会的評価を示すものではありません。